

生徒会規約

第1章 名称

第1条 本会は山形県立米沢鶴城高等学校生徒会と称する。

第2章 目的

第2条 本会は、自治の精神に基づき、会員の親睦と人格の向上をはかり、学校生活をより充実させることを目的とする。

第3章 会員

第3条 本会は、本校全日制課程の全生徒をもって構成する。

第4条 本会会員は、選挙権、被選挙権及び表決権を有する。

第4章 HR

第5条 HRは生徒会の基盤であり、その意見は生徒会活動の全般に反映されなければならない。

第5章 機関

第6条 本会に次の機関をおく。

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 生徒総会 | (2) 評議委員会 |
| (3) 執行委員会 | (4) 事務局 |
| (5) 部活動委員会 | (6) 生活委員会 |
| (7) 応援委員会 | (8) 選挙管理委員会 |
| (9) 図書委員会 | (10) 広報委員会 |
| (11) 保健委員会 | (12) 行事实行委員会 |

第7条 会議は構成員の3分の2の出席で成立し、議決はとくに確認された場合を除き多数決で行われる。可否同数の場合は議長がこれを決する。

総会、評議委員会その他の会議に関しては、別に議事運営規則を設ける。

招集者はあらかじめ議題・日時・場所・所要時間を予告する。

第8条 各機関においては少なくとも1名の顧問の教職員を要請し、指導助言を受けるものとする。

第6章 役員

第9条 本会に次の役員をおき、役員は校長の認証を受ける。

生徒会会長	1名	生徒会副会長	2名
議長	1名	副議長	1名
書記	2名		
事務局長	1名	副事務局長	1名
各委員会委員長	各1名		

(各委員会とは、部活動、生活、応援、選挙管理、図書、広報、保健、行事实行をさす)

第10条 役員の選出は次の通りとする。原則として兼任を認めない。

1. 生徒会会長、生徒会副会長の2名、及び議長は選挙管理規定に基づいて公選する。
その任期は1月1日から12月31日までの1年とする。
事務局、生活、部活動、応援、選挙管理、図書、広報、保健、行事实行の各委員長は互選によって選出する。
2. 副議長および書記は議長が指名する。
3. 各委員会副委員長は、1名ずつ、それぞれの委員の中で互選により選出する。
4. 各委員会の任期は選出から翌年の3月31日までとする。

第11条 役員の任務と資格は次の通りとする。

1. 会長は生徒会を代表し会務を統括する。会長は最上級生で、素行、学業成績とも本会の代表にふさわしい人物でなければならない。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
3. 議長は生徒総会および評議委員会の議事を司る。議長は最上級生で素行、学業成績ともその任務にふさわしい人物でなければならない。
4. 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはこれを代行する。
5. 事務局長は生徒会活動の円滑化をはかり、生徒会活動を推進する。
6. 各委員会委員長は各委員会の会務を統括し、各委員会の諸活動を推進する。

第7章 生徒総会

第12条 生徒総会は全会員で構成され、本会の最高議決機関であり、下記の事項について審議決定を行う。

1. 生徒会の基本方針
2. 規約の改正
3. 事業計画、事業報告
4. 予算、決算報告
5. 評議委員会の提案した事項
6. 全会員の5分の1以上が提案した事項
7. 会長が提案した事項
8. その他会長が必要と認めたもの

第13条 定例総会は年2回招集されるが、下記の場合、会長は臨時総会を招集する。

1. 会員の5分の1以上の要請がある場合
2. 評議委員会が要求した場合
3. 会長が必要と認めた場合
4. 職員会議の要請があった場合

第8章 評議委員会

第14条 評議委員会は生徒総会に次ぐ決議機関であり、各ホームルームより選出される2名の評議委員で構成され、生徒総会決定の方針に沿って生徒会運営上の重要案件を審議決定する。

第15条 評議委員会は次の場合に会長が招集する。

1. 評議委員の3分の1の要請がある場合
2. 執行委員会の要請があった場合
3. 選挙管理委員会の要請があった場合
4. 職員会議の要請があった場合

第9章 執行委員会

第16条 執行委員会は会長、副会長、事務局長、各委員会委員長をもって構成し、生徒総会および評議委員会の議決事項の執行にあたるほか、生徒総会および評議委員会に提出すべき議案を作成し、連帯して責任を負う。各ホームルーム、各部は執行委員会の活動に協力しなければならない。

第10章 会計及び帳簿

第17条 本会の会計は原則として会費でまかなう。その金額は生徒総会で決定する。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第19条 本会に次の帳簿を置く。

1. 議事録
2. 会計簿
3. その他

第20条 評議委員会は2名の会計監査委員を選出し、生徒総会の承認を得て会長が任命する。会計監査委員は本会の会計を監査する。

第11章 発議権

第21条 役員の解任は会員の3分の1の解任請求署名が提出した場合、生徒総会を開催し、投票により全会員の過半数の賛成があれば解任される。その場合ただちに補充選挙を行わなければならない。

第22条 本規約の改正動議は総会において、全会員の3分の2の賛成を得なければならない。規約改正案は生徒総会において、全会員の過半数の賛成があれば可決成立する。

第12章 校長の保留権

第23条 本会のすべての決議事項は、校長の承認を得て発効する。

附則

本規約は、令和7年4月1日より施行する。

【生徒会組織】

